

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成30年3月22日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「仙台土木事務所における平成29年9月25日から同年10月25日までの間の建設業許可申請書等の予約状況を具体的に示す文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「平成29年9月～10月 仙台土木 建設業許可申請予約受付表」を特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年4月5日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、法人の担当者の氏名等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の取引先情報等が記載されており、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、建設業許可申請の予約を受け付ける際に担当者がメモした所感等が記載されており、これらを公開することで、申請者と県との信頼関係が

損なわれ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、平成30年6月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、条例第8条第1項第3号該当との理由により除外された箇所につき、これを開示する裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分により平成29年9月25日から10月27日分の「建設業許可申請予約受付表」（仙台土木事務所分）が開示されたが、「代理人の有無」「代理人の名称」「予約者名」「電話番号」欄が全て除かれている。開示の際、仙台土木事務所の職員から説明されたところによれば、当該箇所に記載されているのは事業者の担当者（条例第8条第1項第2号該当として除外）、または代理人として申請を行う行政書士の氏名等であるとのことであった。条例第8条第1項第2号該当については争わない。

(2) 県の定める「情報公開条例の解釈及び運用基準」は、条例第8条第1項第3号につき三例を挙げる（5－（1）（2）（3））が、申請代理人である行政書士の氏名等については、そのいずれにも該当しない。また、申請が実行され許可に至ったものであれば、当該情報は申請代理人として申請書に記載されまたは代理権を証する書類が添付されるものであって、建設業法（昭和24年法律第100号）第13条の規定に従って現に公衆の閲覧に供されている。

上記状況を鑑みるに、本件処分における「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」との説明は、全く合理性を欠くものである。

(3) 実施機関は、「法人等の取引先情報が記載されており、正当な利益が損なわれると認められるため」とあるが、「法人等の取引先情報」の開示が、直ちに当該法人等の正当な利益を損なうものではない。当該箇所を条例

第8条第1項第3号該当とするに当たっては、より個別具体的な理由を示すことが必要である。

(4) 実施機関は、「内部情報に該当する」とするが、条例第8条第1項第3号には「内部情報」の語句は存在しない。仮に「内部情報」に該当するとしても、その開示が直ちに当該法人等の正当な利益を損なうものとは言えない。

(5) 実施機関は、「申請時点では別な行政書士等に替わる可能性がある」旨を述べるが、そうした可能性があることによって、当該箇所が開示が、直ちに当該法人等の正当な利益を損なうものであるとは言えない。また、「別な行政書士等に替わる」こと自体が、当該法人等の正当な利益を損なうものであると認められるのであれば、それについて個別具体的に理由を示し、予約時点と申請時点で行政書士等が異なっている部分のみを非開示とすれば足りる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が条例第8条第1項第3号該当性について弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が審査請求の理由において言及する条例第8条第1項第3号について、法人等の取引先情報等が記載されており、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため部分開示決定とした。
- 2 対象行政文書である予約受付表は、建設業許可申請の電話や来所による予約申込みを記録することにより予約制を円滑に運用するためのものである。同受付表に記載した「代理人の有無」「代理人の名称」「予約者名」「電話番号」は、条例第8条第1項第3号における行政書士、行政書士事務所等を含む法人等の内部情報に該当するので非開示とした。
- 3 同受付表はあくまでも申請の予約を受け付けた時点での情報を記載したものであるが、一方、審査請求人が述べる「閲覧」においては最終的に建設業許可を得た後の情報を対象とするものである。予約申込み後に事業者との関係悪化等により申請時点では別な行政書士等に替わる可能性があるため、異なる時点での両者の情報が必ずしも同一であるものではない。従って、後に閲覧に供するから同受付表の非開示箇所を開示すべきとのごとき審査請求人の主張は妥当ではない。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにすると

ともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた情報のうち、条例第8条第1項第3号の理由により非開示とされた部分につき開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行った。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体,地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書は、建設業許可申請に係る予約受付表であり、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示とした情報は、代理人の有無,代理人の名称,予約者名,電話番号,並びに相談のみを行った事業者に係る許可番号及び事業者名称であるが、以下において本件処分の妥当性を検討する。

イ 代理人の有無については、これらの情報を公開すると、事業者が建設業許可申請にあたり代理人に委任しているか否かが明らかになるが、これらが明らかになっても当該事業者の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。よって、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

ロ 代理人の名称については、これらの情報を公開すると、代理人である法人又は事業を営む個人(本件では、行政書士又は行政書士事務所等が多いと思われる。)が誰から委任を受けてどのような業務を行っているのか、また、事

業者側からすればどの法人又は事業を営む個人に業務を委任したのかが明らかになる。しかしながら、本件における建設業許可申請業務は何ら特殊なものではないから、これらが明らかになっても受任した法人又は事業を営む個人及び委任した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。よって、実施機関において一見して法人又は事業を営む個人と判断できるものについては、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

一方、実施機関において一見して法人又は事業を営む個人と判断できないものについては、個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号に該当する。よって、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ハ 予約者名及び電話番号については、建設業許可申請の予約申込みの際に、予約をした者の姓等及び連絡先の電話番号を記載したものである。

このうち、代理人の有無に×の記載があり代理人に委任していない場合は、代理人である法人又は事業を営む個人のものとは断定できず、個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号に該当する。よって、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

代理人の有無に○の記載があり代理人である法人又は事業を営む個人に委任しているもの、又は代理人の有無が空欄でかつ代理人である法人又は事業を営む個人に委任しているものについては、上記のとおり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。よって、実施機関において、代理人の名称を加味した上で、予約者名及び電話番号が法人又は事業を営む個人のものと同様に判断できる場合は、条例第8条第1項第3号に該当せず、開示すべきである。

一方、実施機関において、代理人の名称を加味した上で、予約者名及び電話番号が法人又は事業を営む個人のものと同様に判断できない場合は、個人に関する情報であって、個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号に該当する。よって、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ニ 相談のみを行った事業者に係る許可番号及び事業者名称については、本件行政文書において既に開示された部分に、「失効」との記載があることから、これらの情報を公開することにより、当該事業者は許可が失効したことが明らかになり、当該事業者の名誉、社会的評価が損なわれると認められる。よって、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上

記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり，本件処分のうち，実施機関が非開示と判断した情報について，当審査会は，別紙1に掲げる部分は，開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政文書	開示すべき部分
建設業許可申請予約受付表	代理人の有無
	代理人の名称のうち一見して法人又は事業を営む個人と判断できる部分
	予約者名及び電話番号のうち代理人の名称を加味した上で、法人又は事業を営む個人のものと同様に判断できる部分

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30. 7. 18	○ 諮問を受けた。(諮問第226号)
令和 元. 7. 26 (第393回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 8. 27 (第394回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 9. 27 (第395回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 10. 28 (第396回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 11. 18 (第397回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年11月22日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	